



プライバシー保護

サンキ・ウエルビィ株式会社
事業統轄部
大曾根 博樹

はじめに

利用者の中には私たちに対し、「さみしいから話し相手になって欲しい」という気持ちから、非常に個人的なこと(プライバシー)までお話しされる方が多くいらっしゃいます。

私たちは、『業務上知りえた個人的な事項について、正当な理由なくして他者に漏らしてはいけない』と法律(社会福祉士及び介護福祉士法 第46条 秘密保持義務)で定められています。これは利用者との信頼関係を築く上でも絶対に守らなくてはならない義務です。

利用者のプライバシーに触れてしまったとき、得た情報は絶対に漏らさないように厳守してください。

プライバシーとは

以前のプライバシーは、

個人の私生活における自由を他人にみだりに見られたり、干渉を受けないという権利

現在、次のようなことも、プライバシーと考えられます

(インターネットの発達と普及による情報化社会において)

- ・電子データ上の個人情報保護と削除についての権利
- ・個人が持つ多様な考え方や価値観が尊重されること
- ・経歴や宗教、思想等による不当な差別や偏見を受けない権利